様式２

令和○年度　○○大学

　５年次生の実務実習に関する委託契約書

〇○大学の臨床実習に関する委託契約書

高知県・高知市病院企業団（以下「甲」という）と○〇大学（以下「乙」という）とは、甲が設置する高知医療センター（以下「センター」という）において、甲が乙の学生（以下「委託生」という）に対して実施する臨床実習に関して次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

1. 乙は委託生及び乙の職員である指導者を実務実習のためセンターに派遣し、甲は甲の業務に支障のない範囲でこれを受け入れるものとする。

（委託期間）

1. この契約の有効期間は、令和〇年○月○日から令和〇年○月○日（11週間）までとする。

（委託生の種別）

1. 委託生の種別は、乙の5年次生とする。

（委託生の受入人数）

1. 委託期間内に甲が受け入れる委託生の人数は、〇人とする。

　　　　　実習生氏名　○期　○○　○○

（実習計画）

1. 甲は、委託生の実務実習の実施に当たり、「実務実習モデル･コアカリキュラム」に基づいてあらかじめ実習計画書を作成し、実習を実施するものとする。

（感染症抗体検査）

第６条　乙は、臨床実習開始前に感染症の抗体検査結果およびワクチンの接種状況を甲に書面で提出する。

２　必要な抗体検査内容は、HBs・風疹・麻疹・水痘・ムンプスとする。

３　センター規定により抗体がマイナスまたは不明な委託生が入れない部署での臨床実習はおこなわない。

４　流行性感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・ノロウィルス等）については、センター規程に準ずるものとする。

（委託費の請求及び支払）

第７条　甲は、臨床実習の委託費として委託生１人当たり387,037円（消費税及び地方消費税を含む）として

委託費を算定し当該臨床実習終了後、乙に請求するものとする。

２　乙は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託費を支払わなければなら

ない。

（臨床実習に伴う経費）

第８条　臨床実習における委託生の食事、被服その他の実習に必要な経費は、当該委託生の負担とする。

ただし、甲の所有する施設器具等を使用する際に要する経費については、甲の負担とする。

　（契約の解除）

第９条　甲又は乙は、相手方がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったときは、

この契約を解除することができる。

２　甲又は乙は、前項の事由のほか、この契約を履行することが困難となったときは、相手方の承諾を得た上

で、この契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第10条 甲又は乙は、前条第１項の規定により契約を解除した場合において、当該解除に伴う損害が発生した

場合は、相手方に当該損害に係る賠償を求めることができる。

２　甲又は乙は、前条第２項の規定により契約を解除した場合において、相手方に当該解除に伴う損害が発生

した場合は、その損害を賠償しなければならない。

３　委託生が臨床実習に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない

４　乙及び委託生は、実習中に生じた当該委託生の事故等については、甲が責めを負うべきものを除き、甲に

対し損害賠償を求めることができない。

５　実習中に生じた委託生の事故、負傷疾病等に対しては、乙は、誠意をもってその対応に当たらなければな

らない。

（服務等）

第11条　委託生は、実習中においては甲の定める服務に関する規定等に従うものとする。

２　委託生は、実習中は甲及び甲の職員の指揮監督に従い、甲の業務に支障を来さないようにしなければなら

ない。

（秘密の保持）

第12条　乙は、この契約を履行するに当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らすこと、又は他の目的

に使用してはならない。

２　前項の規定は、委託生にも適用し、この契約の期間満了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第13条　乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱

特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第14条　この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項が生じたときについては、甲乙協議の上、これ

を定めるものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

 　　 甲 〒781-8555

高知市池２１２５番地１

高知県･高知市病院企業団

企業長 村岡　晃

乙 〒

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１ 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来ると認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による実習の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

 （機密の保持）

第２ 乙は、この契約による実習に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第３ 乙は、この契約による実習を行うために個人情報を収集するときは、その実習の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

 （適正管理）

第４ 乙は、この契約による実習に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

 （目的外利用及び提供の禁止）

第５ 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による実習に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

 （複写又は複製の禁止）

第６ 乙は、甲の承諾あるときを除き、この契約による実習を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

 （再委託の禁止）

第７ 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う場合には、自ら行い第三者に委託してはならない。

 （資料等の返還）

第８ 乙は、この契約による実習を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したことはその指示に従うものとする。

 （従事者への周知）

第９ 乙は、この契約による実習に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

 （調査）

第10甲は、乙がこの契約による実習を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる。

 （事故報告）

第11乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った時は速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。